

大洗町居宅要介護者支援事業フロー

1. 紙おむつ等販売事業者登録

- ・介護保険特別給付紙おむつ等支給サービス事業者登録申請書(様式第4号)を町へ提出。
- ・登録決定通知書(様式第5号)および登録証(様式第6号)を町から受け取る。
- ・登録証を店内の見やすい場所に掲示する。

2. 紙おむつ等の販売、利用券の取り扱い

- ・介護保険特別給付紙おむつ等支給サービス利用券に購入数や金額、店舗名等を記入する。
- ・利用券の事業者控分に購入者のサインをもらう。
- ・購入者から自己負担(1割)、助成金額を超えた分を受領する。
- ・商品および利用券の本人控分を渡す。

※詳細は、大洗町介護保険特別給付紙おむつ等支給サービス手順マニュアル参照ください

3. 町への請求 ※月毎に請求を行う

- ・介護保険特別給付紙おむつ等支給サービス利用券を翌月の10日までに、介護保険特別給付紙おむつ等支給サービス費請求書(様式第7号)に、利用券(登録事業者控)の原本を添付し、大洗町福祉課介護保険係に提出する。

4. 請求金額の受取

- ・町より指定口座に毎月末(25日~29日※変動有)頃に振込を行います。